

特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書

受 贈 者 相続人(受遺者) の 氏 名	
----------------------------	--

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 の規定による特定貸付けの特例の適用を引き続き受けたいので、次に掲げる  
第70条の6の2第1項

特例農地等について引き続き特定貸付けを行っていることを届け出ます。

○ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細

番 号	特定貸付けを行っている 特例農地等の所在地	地目	面 積	貸付けを行 った年月日	賃借権等の 存 続 期 間	借り受けている者の住所(居所)又 は本店(主たる事務所)の所在地
						借り受けている者の氏名又は名称
			m <sup>2</sup>	..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	

(裏)  
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 この明細書は、次により記載してください。
  - (1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合には、この明細書の本文中の「70条の6の2第1項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合には「70条の4の2第1項」の文字を二重線で抹消してください。
  - (2) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (3) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (4) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自： ・ ・ 」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至： ・ ・ 」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
  
- 2 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
  
- 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。